

資料4. 緊急無利子貸与型奨学金の再募集

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象として、令和2年6月に実施した緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集を行います。**貸与期間は3ヶ月間のみです。**

(1) 奨学金概要

○ 奨学金名称「緊急特別無利子貸与型奨学金」

○ 第二種奨学金(有利子)制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子(0.0%)にて貸与します。

既に第一種奨学金の貸与を受けている奨学生についても、今回実施する「緊急特別無利子貸与型奨学金」については、併用貸与の基準(人物・学力・家計)ではなく、第二種奨学金(有利子)の基準(人物・学力・家計)による選考を行います。

(2) 対象学年

全学年

(3) 対象者の要件

以下の要件を全て満たすことが必要です。

①第二種奨学金の基準(人物・学力・家計)を満たしていること

※家計基準は、日本学生支援機構で確認します。

②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと

③家庭から多額の仕送りを受けていないこと(仕送り額が年間150万円以上ではないこと)

④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少(新型コロナウイルス感染症拡大前より50%以上減少)したこと

(4) 貸与始期

令和3年1月

(5) 貸与終期

令和3年3月

(6) 貸与金額

2万円～12万円(1万円単位で選択可能)

(7) 提出書類

「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」

「生計維持者の収入に関する証明書類」

本奨学金は、短期間で選考し奨学金を早期に交付するため、申込時に生計維持者の2020年度(2019年1月

～12月分)の所得証明書類などを提出する必要があります。

なお、2019年1月2日以降に転職等により生計維持者の収入に変化が生じている場合は、家計急変後の給与明細(直近3か月分)等を提出する必要があります。

「アルバイト収入減等の証明書」

複数月分の給与明細等、アルバイト収入が減少していることが読み取れる書類を提出する必要があります。

(8)提出期限

令和3年1月8日(金)

(9)初回交付日

令和3年2月10日(水)

(10)備考

この奨学金に申し込む学生は、2021年1月に実施される面接に必ず参加する必要があります。面接の詳細は申し込み後に通知します。